

本表は、消防法の改正による特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用基準を策定することに伴い、給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱を改訂いたしました。

改定内容

1. 第2条9項の追加
2. 第3条第6・7項の追加

新 旧 対 照 表

旧 給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱	新 給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱
<p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。 <p>第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。） 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。） 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。） 四 検査済証（様式第4号） 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号） 	<p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。 九 運用基準 夕張市スプリンクラー運用基準をいう。 <p>第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。） 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。） 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。） 四 検査済証（様式第4号） 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号） 六 スプリンクラー設備確認書（様式第6号） 七 スプリンクラー設備設置台帳（様式第7号）

